

議案第8号

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、消防団員の処遇の改善に関する消防庁長官通知に鑑み、消防団の継続的活動の維持及び地域防災力の充実強化に取り組むことを目的として、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表消防団の部副部長の項を削り、同表中「19,400」を「25,000」に、「13,000」を「20,000」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前						改 正 後					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
区分		報酬			費用弁償	区分		報酬			費用弁償
		年額	月額	日額				年額	月額	日額	
(略)						(略)					
消防団	(略)					消防団	(略)				
	部長	46,700					部長	46,700			
	副部長	<u>42,000</u>					班長	<u>25,000</u>			
	班長	<u>19,400</u>					(略)				
	(略)						(略)				
	団員	<u>13,000</u>					団員	<u>20,000</u>			
(略)						(略)					